

令和6年3月5日

関係各位

研究プラットフォーム運用部門

部門長 江口 暢久

船舶運航についての方針

「(新型コロナウイルス対応) 船舶運航についての方針(初版、令和5年5月8日付)」においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症とされた後も、新規全乗船者の皆さまに、3回以上の新型コロナウイルスワクチン接種(推奨)や乗船基準の遵守にご協力を頂いてきたところです。

一方、新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種は一部の方を除いて令和6年3月31日で終了となり、接種を受ける努力義務や各自治体等からの接種勧奨の規定も無くなる等、政府方針においても「通常の対応へ完全移行」することが示されています。

かかる状況を踏まえ、船舶運航の方針について、以下の通り、改訂致します。

記

船舶運航にかかる方針は以下のとおりとし、原則、本年4月1日以降に出航する航海から適用する。

1. 方針

(1) 機構は、乗船者に対する新型コロナウイルスワクチン接種の推奨等は行わない。

ただし、乗船する航海にて入域が想定される緊急搬送先たる国にて特段の対応を求められる場合を除く(ワクチン接種に関する費用については各自負担)。

また、重症化リスクを有する方については、ワクチン接種を済ませて乗船することが望ましい。

(2) 機構は、新型コロナウイルスへの各種対応を季節性インフルエンザへの対応と同等のものとし、罹患あるいは罹患の可能性を有する者が認められた場合は、原則、「危機管理対応マニュアル」に則った対応を行う。

2. その他

今後、航海に影響を及ぼすと考えられる新たな感染症の発生、あるいは新型コロナウイルスの新たな大流行などが認められた場合等、機構は本方針の適宜見直しを行う。

以上